

# 岡山県困難な問題を抱える 女性支援計画

令和6年4月

岡山県



## 第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の趣旨・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## 第2章 現状及び課題

- 1 現状・・ 1
  - (1) 女性を取り巻く現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  - (2) 全国の女性相談支援センター（旧婦人相談所）の状況・・・・・・・・・・ 3
  - (3) 岡山県女性相談支援センター（旧岡山県女性相談所）・・・・・・・・・・ 5
    - ① 概要
    - ② 女性相談支援センター職員の配置状況
    - ③ 相談状況
    - ④ 一時保護の状況
    - ⑤ 関係機関等との連絡調整
  - (4) 民間団体の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 課題・・ 8
  - ① 相談窓口の周知
  - ② 女性のニーズに応じた一時保護委託先の確保
  - ③ 一時保護所退所後の支援
  - ④ 民間団体との協働

## 第3章 計画の内容

- I 計画の体系
  - 1 支援の取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
    - (1) 支援の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
      - ①支援の対象者
      - ②支援のあり方
      - ③支援の考え方
    - (2) 相談支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
      - ①女性相談支援センター
        - ア：機能強化等
        - イ：配偶者暴力相談支援センターとの連携
        - ウ：市町村の女性相談窓口との連携
        - エ：休日・夜間相談
      - ②女性相談支援員による相談の実施
        - ア：女性相談支援員
        - イ：女性相談支援センター以外の相談員
        - ウ：研修の充実
        - エ：女性相談支援員等のメンタルヘルスケア

③民間団体	
④関係機関	
⑤女性自立支援施設（旧婦人保護施設）	
2 困難な問題を抱える女性への支援	13
(1) アウトリーチ等による早期の把握	13
①SNSを活用した広報	
②関係機関との協力体制づくり	
③民生委員・児童委員等との連携	
(2) 居場所の提供	14
(3) 相談支援	14
①相談支援	
②障害のある人への配慮	
③外国人への配慮	
④高齢者への配慮	
⑤トランスジェンダーの方への配慮	
(4) 一時保護	15
①緊急時の安全確保	
②一時保護機能の充実	
③困難な問題を抱える女性のニーズに沿った一時保護	
④一時保護委託の取組	
(5) 被害回復支援	17
(6) 同伴児童等への支援	17
(7) 中長期的に寄り添い続ける支援	17
(8) 自立支援	17
①医学的・心理的ケア	
②生活支援	
③DV被害者への支援	
④住居の確保に向けた支援	
⑤経済的自立に向けた支援	
⑥司法手続に関する支援	
(9) アフターケア	19
①一時保護所退所後の支援	
②地域における支援	
3 支援の体制	19
(1) 関係機関との連携体制	19
①関係機関との連携	
②DV被害者に対する支援	
(2) 民間団体との連携	20
(3) 広域連携の推進	20
(4) 苦情への適切な対応	20
(5) 守秘義務	20
4 計画の総合的な推進	21
(1) 支援調整会議	21
(2) 市町村基本計画の調整と策定支援	21

(3) 教育・啓発	2 1
①人権教育の推進	
②周知・広報	
(4) 人材育成・研修	2 2

II 数値目標 2 2

- 1 女性相談支援センターの相談窓口の認知度（ホームページのアクセス数）
- 2 女性相談支援センターが実施する、相談支援員等の資質を向上するための研修や交流会等に参加した民間団体の参加者数
- 3 女性相談支援センターの出前講座の年間受講者数
- 4 支援調整会議における個別ケース検討会議の年間開催数
- 5 女性相談支援センターが行う相談支援等の満足度
- 6 女性の生産年齢人口に対する常用雇用者の割合
- 7 配偶者暴力相談支援センター又は女性相談支援員を設置している市町村数



# 岡山県困難な問題を抱える女性支援計画

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の趣旨・目的

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性の人権が擁護され、男女平等により女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号。以下「法」という。）が成立しました。また、令和5年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号。以下「基本方針」という。）が公示されました。

県では、法や基本方針の内容を受け、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すため、取り組むべき施策を取りまとめた「岡山県困難な問題を抱える女性支援計画」（以下「県計画」という。）を策定し、市町村や民間団体等と緊密な連携を図りながら、困難な問題を抱える女性の自立支援等に取り組みます。

### 2 計画の位置づけ

この計画は、法第8条第1項の規定による岡山県の基本計画として策定するものです。

### 3 計画の期間

計画の期間は、5年間（令和6年度～令和10年度）とします。

### 4 計画の見直し

県計画の見直しに当たっては、県計画に定めた施策の進捗状況を事前に確認するとともに、新たに盛り込むべき事項等を検討の上、県計画の見直しを行います。

## 第2章 現状及び課題

### 1 現状

#### （1）女性を取り巻く現状

法の成立以前は、我が国において、対象者が「女性であること」に着目した福祉的な支援のための施策は、売春防止法（昭和31年法律第118号。以下「旧売春防止法」という。）の規定に基づく婦人保護に関する施策が中心となっていました。しかし、旧売春防止法に基づく婦人保護事業は、「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子」（以下「要保護女子」という。）の保護更生を目的とするもので、困難な問題

に直面している女性の人権の擁護・福祉の増進や自立支援等の視点は不十分でした。

特に、女性に関する大きな課題の一つとして、重大な人権侵害である配偶者等からの暴力（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）に規定する暴力のこと。（以下「DV」という。））に関する問題があります。内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」（令和2年度）によると、これまでに結婚したことがある人のうち、配偶者から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」、「性的強要」のいずれかについて1度でも受けたことがある人の割合は、女性が25.9%、男性が18.4%となっています。

本県においても、県が実施した「男女共同参画社会に関する県民意識調査」（令和元年度）では、これまでに結婚したことがある人のうち、配偶者から精神的、身体的、経済的、社会的及び性的暴力を受けたことがある人は、女性36.2%、男性21.7%となっており、女性の約3人に1人は、いずれかの暴力を1度でも経験しています。

DV被害者は、女性である場合が多く、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大によってDV被害者からの相談件数が増加しており、問題が顕在化しました。

また、困難な問題を抱えた若年女性の存在も浮き彫りとなっています。若年女性が抱える困難な問題としては、経済的困窮、虐待（性的虐待含む）や性暴力・性被害、ストーカー被害、不安定な就労環境、予期せぬ妊娠や中絶、孤立した環境での子育て、心身の健康・障害など多岐にわたっており、またそれらの問題が重なり合っている場合も多くあります。

さらに、コロナ禍の影響で、若年女性が抱える困難はより大きくなり、深刻さを増していると言われてしています。特に、非正規雇用労働者の不安定な雇用環境などは経済的困窮につながる影響が生じ、若年女性はこのような影響が他の年代よりも収入・人間関係・育児・結婚等に直結することから、不安の増加につながりました。女性の自殺者数の増加も見られましたが、その要因の一つにはこうした問題もあると言われてしています。

なお、コロナ禍の影響が一段落した直近では悪質なホストクラブ問題（\*1）が新たに発生しています。

また一方で、長期的な観点から見ると、社会経済状況の急激な変化とともに、女性の高学歴化が進み、就業率が向上しています。また、婚姻に関する意識や家族関係の変化により、女性の支援ニーズも多様化しています。

このように、女性を取り巻く環境は、複雑化、多様化、複合化しています。性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、あるいは抱えるおそれのある女性の包括的な支援施策を推進し、それらの女性が自らの意思を尊重されながら、その置かれた状況に応じてきめ細やかで、支援者が寄り添いつながり続ける支援を受けることにより、その福祉が増進され、自立して暮らすことができる社会の実現を目指していかなくてはなりません。

（\*1）悪質なホストクラブ問題：高額な利用料金の売掛による借金を背負い、その返済のために売春する等の問題

**自殺者数**：女性の自殺が大幅に増加

2019年合計	2020年合計
<b>20,169人</b> 男性14,078 女性 6,091	<b>21,081人 (+912)</b> 男性14,055 (▲23) 女性 <b>7,026 (+935)</b>
2020年1～10月	2021年1～10月
<b>17,493人</b> 男性 11,709 女性 5,784	<b>17,620人 (+127)</b> 男性 11,715 (+6) 女性 <b>5,905 (+121)</b>

(備考) 警察庁HP「自殺者数」より作成。原数値。2020年分までは確定値。2021年分は2021年11月12日時点の暫定値。

**給与額の男女間格差（雇用形態別・年齢階級別）**



(備考) 厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」より内閣府男女共同参画局作成。所定内給与。

## (2) 全国的女性相談支援センター（旧婦人相談所）の状況

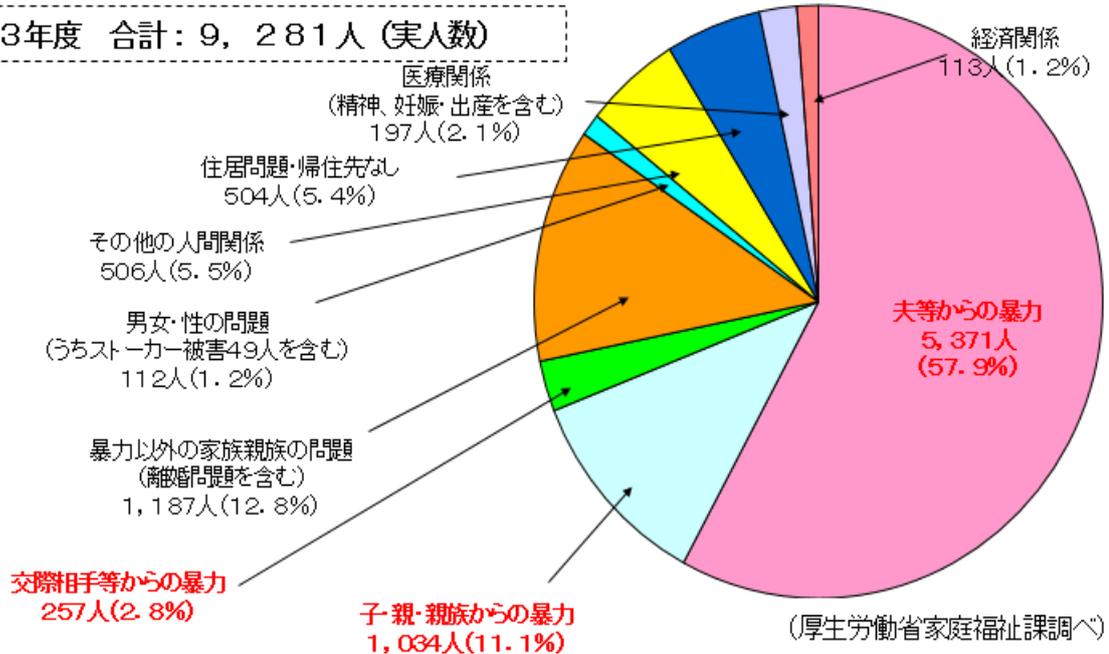
困難な問題を抱える女性への支援に関し、相談業務や一時保護、医学的又は心理学的な援助等の業務を行う女性相談支援センターは、令和4年4月1日時点で、全国に49か所存在します。令和3年度に全国的女性相談支援センターに相談に訪れた者の人数は、9,281人（実人数）であり、その相談内容の内訳は、夫等からの暴力に関する相談が57.9%と最多でした。次いで、暴力以外の家族親族の問題（離婚問題を含む。）が12.8%と2番目に多い結果となっています。また、夫等以外の、子、親、親族等からの暴力に関する相談が11.1%、交際相手等からの暴力に関する相談と合わせると、家族や親族、親密な間柄での暴力に関する相談が71.8%を占めています。さらに、住居問題（帰住先なしを含む。）も5.4%となっています。

また、相談者の年齢は、40歳以上が49.2%、20歳以上40歳未満が45.3%、18歳以上20歳未満が3.9%、18歳未満が0.4%でした。全国的女性相談支援センターへの来所相談人数は、一貫して減少傾向にあります。また、夫等からの暴力に関する相談人数は、平成21年度の9,882人が最多でしたが、その後減少しています。

## 婦人相談所が受付けた来所相談の内容

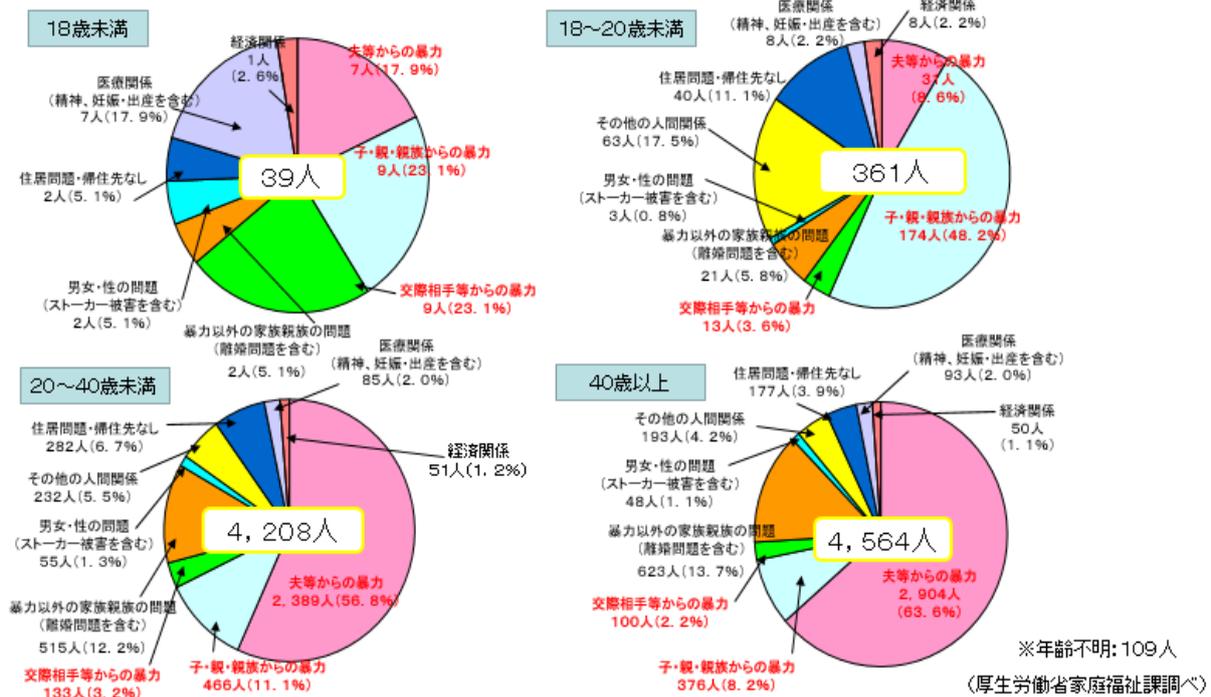
- 「夫等からの暴力」を内容とする相談は来所相談全体の57.9%となっている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせると、全体の71.8%を暴力被害の相談が占めている。

令和3年度 合計：9,281人（実人数）



## 婦人相談所が受付けた来所相談の内容（年齢別）

- 18歳未満は、全体の0.4%。相談内容では、子・親・親族からの暴力、交際相手等からの暴力がそれぞれ23.1%、夫等からの暴力、医療関係（精神、妊娠・出産を含む）がそれぞれ17.9%の順で多い。
- 18歳以上20歳未満は、全体の3.9%。相談内容では、子・親・親族からの暴力48.2%、その他の人間関係17.5%の順で多い。
- 20歳以上40歳未満は、全体の45.3%。相談内容では、夫等からの暴力56.8%、暴力以外の家族親族の問題12.2%の順で多い。
- 40歳以上は、全体の49.2%。相談内容では、夫等からの暴力63.6%、暴力以外の家族親族の問題13.7%の順で多い。



### (3) 岡山県女性相談支援センター（旧岡山県女性相談所）

#### ① 概要

法施行に伴い、令和6年4月から岡山県女性相談所の名称を「岡山県女性相談支援センター」（以下「女性相談支援センター」という。）へ変更し、併せて、女性相談員の名称も「女性相談支援員」とします。

女性相談支援センターは、法施行以前は旧売春防止法第34条に基づき、また、令和6年4月からは法第9条に基づき設置が義務づけられた行政機関であり、保護を必要とする女性の早期発見、相談・援助、一時保護等により自立支援を行うほか、DV防止法第3条に基づき、「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たし、配偶者等からの暴力被害女性の保護と自立支援を行っています。

また、平成16年に策定された「人身取引対策行動計画」（人身取引対策に関する関係省庁連絡会議決定）に基づく人身取引被害者の保護業務、平成25年に公布された「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」（平成12年法律第81号）に対応したストーカー被害者の支援、また、岡山県男女共同参画の促進に関する条例（平成13年岡山県条例第51号）に基づく被害を受けた者への支援などを行っています。

女性相談支援センターは、心身を傷つけられ、人権を侵害されるなど、複雑で深刻化する現代の女性の様々な問題に対して、相談・保護・自立支援など専門的支援を切れ目なく一貫して行うことを目的とした公的機関で、令和6年4月1日時点で県内に1か所設置しています。

#### ② 女性相談支援センター職員の配置状況

女性相談支援センターには、常勤・非常勤の職員に加え、女性相談支援員、DV夜間電話相談対応職員、心理療法担当職員、生活支援担当職員、宿日直・夜勤代替職員を配置しています。

その他、兼務で各児童相談所に家庭相談員（女性相談支援員）と、非常勤嘱託医（内科）、非常勤嘱託医（精神科）を配置しています。

#### ③ 相談状況

女性相談支援センターが受けた相談件数については、令和4年度においては、総数が3,735件であり、近年横ばいの傾向が続いています。相談区分としては、電話相談が3,040件と約8割を占めており、次いで面接相談となっています。

相談者の属性について、年代別では、50歳代が1,117件で29.9%を占めており、40歳代が965件、30歳代が632件と続いており、40歳代以上が全体の70.8%を占めています。

相談内容の内訳は30歳代までの若年層では、夫等の暴力や親の暴力、離婚問題が相談の上位を占めています。40歳代以上では、精神的問題が最も多く、夫等の暴力、人間関係その他の相談が続きます。全年代では、精神的問題が1,083件と

最も多く、次いで夫等の暴力が1,010件となっています。

経路機関別の相談受付状況としては、本人からが3,367件で、全体の90.1%を占めており、他の相談機関が104件、福祉事務所が77件となっています。

また、DVに関する相談件数については、配偶者暴力相談支援センターを含む相談件数でみると、コロナ禍の影響等により、全県では令和元年度から増加傾向にありましたが、令和4年度においては減少に転じているものの、依然として3千件を超える状況が続いています。

○ 相談件数の推移 (件)

区 分	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
面接相談	916 (436)	1,058 (612)	863 (350)	842 (488)	682 (424)
電話相談	2,578 (331)	2,191 (350)	2,743 (447)	2,634 (434)	2,630 (509)
DV夜間電話相談	327 (70)	342 (79)	260 (53)	315 (64)	410 (66)
出張相談	3 (-)	1 (1)	3 (1)	3 (2)	5 (4)
その他	6 (3)	3 (1)	3 (1)	2 (2)	8 (7)
計	3,830 (840)	3,595 (1,043)	3,872 (852)	3,796 (990)	3,735 (1,010)

※( )はDV相談件数再掲

○ 主訴別相談状況(主なもの) (件)

区 分	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
夫等の暴力	840	1,043	852	990	1,010
離婚問題	168	138	111	92	144
精神的問題	1,199	948	1,050	951	1,083
生活困窮	118	95	91	59	60
子供の問題	141	151	180	162	168

○ DV相談件数の推移 (件)

相談機関		30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
配偶者暴力相談支援センター	県女性相談所	359	398	451	449	447
	県男女共同参画推進センター	405	382	350	391	371
	岡山市男女共同参画相談支援センター	623	569	639	779	562
	倉敷市男女共同参画推進センター	581	599	651	775	354
	津山配偶者暴力相談支援センター	-	-	-	128	192
	小計	1,968	1,948	2,091	2,522	1,926
警察本部・警察署		1,529	1,719	1,605	1,560	1,624
合計		3,497	3,667	3,696	4,082	3,550

※配偶者暴力相談支援センターとは、DV防止法に基づき、被害者からの相談及び保護、自立のための支援等の業務を行う施設

注)「○ DV相談件数の推移」の「県女性相談所」の相談件数は、本人以外からの相談件数及び一時保護入所者の相談件数を除くものである。

#### ④ 一時保護の状況

夫等の暴力、家庭の不和等何らかの事情で緊急に保護することが必要な女性に対して、女性相談支援センターは、一時保護を実施し、衣食その他日常生活に必要なものを提供するとともに、安全確保、心身の休養と安定を図っています。また、一時保護期間中に、本人の自立に必要な様々な情報提供を行い、本人の意思を確認し、関係機関との連絡調整その他の援助を行っています。

一時保護の実績としては、令和4年度においては、一時保護をした女性は49人と近年の傾向として減少しています。また、一時保護をした女性の属性として、30代が14人と最も多く、次いで20代となっています。最年少は18歳で、最高齢は79歳でした。一時保護をした理由としては、夫等からの暴力が最も多く、37人でした。

一時保護入所者の経路機関別の受入状況としては、本人からが11人、警察・法務関係（保護観察所等）からが24人、他の相談機関が10人、その他は、福祉事務所や医療機関からの受入となっています。

入所から退所までの平均入所日数は14.8日で、最長入所日数は68日でした。

退所先の状況としては、帰宅が18件と最も多く、次いで実家や親族宅への帰郷となっています。

#### ○ 一時保護件数の推移

(人)

区 分	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
要保護女性	72	54	75	58	64	49
(DV被害者)	(42)	(39)	(59)	(28)	(43)	(37)
同伴児童	70	40	50	28	30	44
(DV被害者同伴児)	(62)	(37)	(48)	(25)	(26)	(41)
入所者数	142	94	125	86	94	93
(DVによる入所者)	(104)	(76)	(107)	(53)	(69)	(78)

#### ○ 令和4年度一時保護の状況

##### 入所理由別状況

(人)

	夫等からの暴力	子ども・親の暴力	その他の暴力	交際相手暴力	ストーカー被害	住居問題	生活困窮
R4年度	37	7	1	0	0	4	0
R3年度	43	9	2	1	1	8	0
R2年度	28	6	9	1	0	13	1

#### ⑤ 関係機関等との連絡調整

女性の支援に当たっては、福祉、保健医療、労働、住まい、教育など様々な支援が必要であり、県内の配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、警察、児童相談所、その他関係機関との連絡会議等を開催すると共に、他機関主催の会議に参加し、連携を図っています。

また、女性相談支援員等連絡会議等を開催し、県内の配偶者暴力相談支援センターや福祉事務所の相談員、県民局の母子・父子自立支援員などの相談、保護に対応する職員や相談員の資質の向上を図っています。

#### (4) 民間団体の現状

県内で困難な問題を抱える女性への支援に取り組む民間団体は、県及び市町村が把握しているもので複数団体あります。特にDV被害者の保護といった秘匿性の高い業務を行っている民間団体は、外部に対して周知広報を行っていないこともあり、行政が把握できていないことも考えられます。

業務内容は、相談支援やシェルター（\*1）、ステップハウス（\*2）の提供、生活支援や就職支援など多様な支援を提供されています。困難な問題を抱える女性の年代は、20～30代が多い傾向となっており、相談内容としては、DV被害や経済的困窮、虐待、性暴力・性被害、予期せぬ妊娠、精神的問題など多岐にわたっています。

（\*1）シェルター：DV被害や予期せぬ妊娠、帰住先がない等の方のための緊急一時的に避難できる施設

（\*2）ステップハウス：被害者等がシェルターで急性期を過ごした後、本格的な自立生活に移行する前にある程度の支援を受けながら生活する施設

## 2 課題

### ① 相談窓口の周知

「児童虐待の陰にDVあり」と言われるように、DVと児童虐待が深く関連していることは以前より知られるようになってきました。しかし、女性相談窓口について、女性相談分野以外への周知は十分とは言えず、必要とする人に情報が行き届いていないのが現状です。

特に、児童に関わる支援者、団体等への周知により、DV被害女性、特に若年女性への支援につながることを期待されます。支援を必要とする女性に情報が届くように、分野を横断して周知することが必要です。

### ② 女性のニーズに応じた一時保護委託先の確保

保護を必要とする女性の中には、自身の被害の程度や、就労・修学の継続、家族等の世話・介護といった個人が抱える状況と、女性相談支援センターの一時保護所の入所ルールとの兼ね合いから、避難を躊躇する方もいます。

女性相談支援センターは、DVから避難する女性、DV加害者からの追跡の恐れのある女性等にとって、安全で秘匿された避難先でなければなりません。一方で、DV以外を主訴とする女性にとっては、DV被害者の保護をベースとした安全を確保するためのルールが、地域社会での生活を再開するための自分のニーズにそぐわないと感じる場合もあります。

女性が抱える困難な問題は多岐にわたっており、支援を必要とする女性の選択肢を増やすことは、一時保護後の自立に向けての回復支援にもつながります。そのため、支援を必要とする女性のニーズに応じた一時保護委託先の確保は喫緊の課題です。

### ③ 一時保護所退所後の支援

女性相談支援センターの一時保護所から退所するときには、安全対策を行った上で、退所後の生活を安心して送れるように地域の福祉や子ども部門等の公的機関等へ支援をつなぎますが、相談窓口の案内や経済的な支援だけでは地域での生活が円滑に進まないこともあります。また、引き続き中長期の支援が必要な女性への対応も検討していく必要があります。

地域での生活を再開した後も、安心できる居場所のような緩やかなつながりや、継続して寄り添いながら行う伴走型支援など、いろいろな形の支援が考えられます。支援を必要とする女性の意思を尊重し、その意見を反映したアフターケアの形を検討する必要があります。

### ④ 民間団体との協働

県内にも困難な問題を抱える女性の支援を行う民間団体が存在しており、それぞれが特色ある独自の活動を展開していますが、公的機関と民間団体又は民間団体同士で、各々の支援情報の共有や集約がされておらず、支援を必要とする女性に十分届いているとは言えません。

今後は、公的機関と民間団体が互いの特徴や強みを知り、対等な立場で協働しながら、支援を必要とする女性が自らの状況やニーズに合わせて支援を受けることのできる仕組みづくりが重要です。

## 第3章 計画の内容

### I 計画の体系

#### 1 支援の取組の推進

##### (1) 支援の基本的な考え方

##### ① 支援の対象者

法第2条は、法に基づく支援等の対象となる困難な問題を抱える女性について、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」と規定しています。

支援の対象者として女性としていることについては、基本方針第2の1「法における施策の対象者及び基本理念」によると、そもそも女性が女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害により遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することのほか、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会的経済的困難等に陥るおそれがあることからとされています。このような問題意識のもと、法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的搾取により以前から婦人保護事業の対象となってきた者を含め、必要に応じて法による支援の対象となります。

また、性的搾取による被害が「性非行」として捉えられやすい若年女性（児童

である場合や妊産婦を含む。)については、その背後にある虐待、暴力、経済的困窮、家族問題、孤立、障害などの問題を十分に踏まえつつ、児童相談所等の関係機関と連携しながら対応します。

## ② 支援のあり方

法第3条のうち、第1号は、「女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること」と規定しています。

困難な問題を抱える女性には、自身の国籍や出自、疾病や障害、過去の経験に起因する様々な複合的な差別や社会的排除に直面し、抱えている問題自体が複合化・複雑化していることが多いとされています。こうした問題の解決には、それぞれの問題に関わる多様な関係機関との連携が重要です。

また、同条第2号は、「困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること」を基本理念として規定しており、県を基本とする広域的な実施主体と、市町村を基本とした身近な実施主体、困難な問題を抱える女性を多様な観点及び手法で支援している民間団体や専門機関等の多数の機関が連携して、包括的かつ切れ目のない支援体制を整備することが求められています。

さらに、同条第3号は「人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること」を規定しており、困難な問題を抱える女性の人権を擁護するとともに、その性に起因して困難な状態に陥りやすい女性を支援することにより、男女平等の実現に資することが求められています。

県は、これらの理念に基づき、困難な問題を抱える女性の多様なニーズに応じた、地域の関係機関等の連携・協働による、包括的かつ継続的なつながり続ける支援を行うとともに、行政機関のみでは実施が難しい支援を行っている民間団体と対等な立場での協働に努めます。

## ③ 支援の考え方

旧売春防止法においては、婦人保護事業の対象者はあくまで保護更生を必要とする者として位置づけられており、女性本人の意思の尊重や、その状況に応じた自立支援の重要性については明確にされてきませんでした。法に基づく困難な問題を抱える女性への支援は、旧売春防止法に基づく保護更生の考え方とは大きく異なり、法第3条に規定する基本理念に基づいて行われるべきであり、困難な問題を抱える女性本人の心身の安全・安心の確保等に留意しつつ、最大限にその意思を尊重し、本人の立場に寄り添った相談や、アウトリーチ等による発見から相

談へつないでいくことが重要です。

支援にあたっては、若年世代から子育て世代、中年・高齢世代と幅広い年齢層の女性のそれぞれのライフステージ、また、一人ひとりのニーズに応じて、施設等への入所、生活支援や被害からの回復支援を行い、地域生活への移行や自立支援まで、地域の関係機関等が連携・協働して包括的な支援を実施するものとします。

## (2) 相談支援体制の充実

### ① 女性相談支援センター

#### ア 機能強化等

女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応じ、相談機関の紹介を行うほか、その女性や同伴する家族の緊急時における安全の確保及び一時保護を行います。また、心身の健康の回復を図るため、医師による面接や助言等の医学的援助を行うとともに、困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅確保等の制度利用や、居住して保護を受けることができる施設の情報提供、関係機関との連絡調整等の支援を行います。さらには、困難な問題を抱える女性の支援の中心となる施設として、関係機関の協力のもと、女性が抱える困難な問題への対応及び専門的・広域的な対応が求められる業務を担っており、その機能強化と質の向上などに努めます。

#### イ 配偶者暴力相談支援センターとの連携

女性相談支援センターも配偶者暴力相談支援センターとしての機能を有していますが、県内の配偶者暴力相談支援センターとも連携するとともに、DV被害相談窓口の連携の中心となる施設として、また、県内唯一の一時保護機能を有する機関として、DV被害者の相談や支援、一時保護機能の充実に努めます。

#### ウ 市町村の女性相談窓口との連携

各市町村には家庭・女性相談員や母子・父子自立支援員などが設置されていますが、女性相談支援センターは女性相談窓口や福祉事務所の相談窓口等と相互に業務内容を理解することに努めます。

また、支援をつなぐときは、女性の安全確保、負担の軽減及び二次被害を防止するため、相談共通シートを活用し、連携を図ることに努め、困難な問題を抱える女性のニーズにあった支援を行います。

#### エ 休日・夜間相談

日中は就労等をしている困難な問題を抱える女性の休日・夜間における相談

ニーズに対応するため、女性相談支援センターは県内の配偶者暴力相談支援センターや民間団体などと連携し、休日や夜間を含め電話相談を実施します。

## ② 女性相談支援員による相談の実施

### ア 女性相談支援員

女性相談支援センターに配置された女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、丁寧なヒアリングによるアセスメントを実施するとともに、自立を促進するための十分な情報提供を行い、困難な問題を抱える女性の意思決定を支援します。また、必要に応じ、関係機関と連絡調整を行うほか、専門的技術に基づいて必要な援助を行います。

### イ 女性相談支援センター以外の相談員

女性相談支援センターの女性相談支援員のほか困難な問題を抱える女性の相談先として、各県民局に配置している母子・父子自立支援員、児童相談所や各市町村に配置されている相談員が相談に応じ、必要な支援を行います。

また、相談員は、困難な問題を抱える女性に必要な情報の提供を行うとともに、必要に応じ、女性相談支援センター等に相談事案の引継ぎを行います。

### ウ 研修の充実

女性相談支援センターは、女性からの様々な相談やDV相談、心理的ケア等、困難な問題を抱える女性への支援に関する専門研修や、生活保護、健康保険、住宅、利用可能な貸付制度等に関する実務的な研修を実施することにより、相談支援員等の一層の資質向上を図ります。

### エ 女性相談支援員等のメンタルヘルスケア

女性相談支援員等は、困難な問題を抱える女性からの深刻な被害状況等について数多くの話を聞くうち、自らも同様の心理状態に陥る代理受傷を体験したり、納得のいく解決策が見いだせないことにより業務に意欲を失い、虚無感にさいなまれるバーンアウト（燃え尽き）状態に陥ったりすることが指摘されています。

女性相談支援センターや県、市町村の相談窓口の相談員等に対し、外部の専門家が助言や指導を行うスーパービジョンを実施するなど、メンタルヘルスケアの充実に努めます。

## ③ 民間団体

法第 13 条においては、県が民間団体と協働して支援を行うことが規定されています。困難な問題を抱える女性に対して、独自の支援を実施している民間団体等が存在しており、これらの民間団体等の特色である柔軟性のある支援や、

これまで蓄積された知見、育成されてきた人材等は、女性への支援を進める上で重要です。

県は、民間団体の自主性を尊重しながら、民間団体がそれまで活動の中で築いてきたネットワークや支援手法などを最大限に活用できるような支援体制の構築を検討し、民間団体との協働による支援に努めます。

#### ④ 関係機関

困難な問題を抱える女性が抱える問題は、内容が多岐にわたっていることが多いため、福祉事務所、児童相談所、保健所、地域包括支援センター、医療機関、職業紹介機関、国際交流センター、教育機関、警察、日本司法支援センター（法テラス）、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターなど必要な関係機関と、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、十分な連携を図ります。

#### ⑤ 女性自立支援施設（旧婦人保護施設）

現在、女性相談支援センターでは、困難な問題を抱える女性の自立の促進のためにその生活を支援し、一時保護所を退所後も相談その他の援助を行う女性自立支援施設の機能として、これまでも本人の状況や意思を尊重しながら、医師や心理療法担当職員等による医学的・心理学的な援助を行うとともに、その女性にあった適切な支援を行っています。

今後も引き続き、DV被害、性暴力被害、家族関係の問題など様々な問題を抱えた女性の心身の健康の回復を図りながら、女性の意思を尊重し、個々の自立に向けた、中長期にわたる切れ目のない一貫した支援を民間団体とも連携しながら緩やかにつながり続ける支援を行います。

また、障害のある女性や虐待等により生育上十分な教育や環境が与えられず、生活の基礎的な部分からの支援が必要な場合など、地域生活への移行に一定の期間を要する女性については、民間団体に委託し、その女性にあった地域生活への移行をサポートしていきます。

## 2 困難な問題を抱える女性への支援

### (1) アウトリーチ等による早期の把握

#### ① SNSを活用した広報

困難な問題を抱える女性が、できる限り早期に相談支援を行う窓口につながり、必要な支援を受けることができるよう、女性相談支援センターや県内の配偶者暴力相談支援センター、市町村の相談窓口等の女性相談支援機関のさらなる周知に努めます。

また、来所や電話による相談支援だけでなく、SNS等を活用したプッシュ型によるアウトリーチ支援を実施します。

## ② 関係機関との協力体制づくり

地域の居場所づくりを実施している民間団体やDV被害者の相談保護を行っている警察、福祉事務所や他の相談機関、医療や教育などの関係機関と連携し、困難な問題を抱える女性の早期発見と支援情報の提供を実施します。

## ③ 民生委員・児童委員等との連携

従来から地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員、愛育委員、人権擁護委員、保護司や更生保護事業を行う者などに対し、困難な問題を抱える女性への支援に関するリーフレット等の啓発資材の配布や、研修会等への参加を通じて、理解を深め、さらなる連携の強化を図ってまいります。

## (2) 居場所の提供

困難な問題を抱える女性は精神的・経済的にも余裕のない場合が多く、支援が途切れてしまうこともあり、女性が安心して過ごすことのできる場所を確保することが重要です。つながりを継続するために、居場所カフェや地域食堂、フードドライブ活動、ひとり親当事者の交流の場などの民間団体等と連携を図り、困難な問題を抱える女性の早期発見・早期支援や居場所の提供に努めます。

## (3) 相談支援

### ① 相談支援

女性相談支援センターで相談支援に当たる女性相談支援員は、相談支援に係る専門的な技術を持ち、困難な問題を抱える女性の立場に寄り添って、その課題や背景等の内容を本人とともに整理し、的確なアセスメントに基づき、最大限に本人の意思を尊重しながら支援方針等を検討し、支援に必要な関係機関の調整等を進めていきます。

また、相談・調査・判定の結果に基づき、問題解決の助言と必要な情報提供を行い、自立に向けた支援を行います。

とりわけ、若年女性を含む、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害により、尊厳を著しく傷つけられた女性には、これらの暴力等の構造から離脱し、安心できる安定的な生活確立することが重要であり、各種の社会福祉サービス等の調整等を担当する市町村等とも連携を図りながら、相談支援・関係者調整を行い、支援を進めていきます。

性犯罪・性暴力については、性暴力被害者支援の専門的知見を有し、被害直後からの支援を総合的に行う、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターと連携し、適切に支援します。

また、妊産婦からの相談については、おかやま妊娠・出産サポートセンターや、妊娠相談支援事業を行っている民間団体などと連携し、適切に支援します。

さらに、近年問題となっている悪質ホストクラブ問題を含む新たな課題に関する相談については、消費生活センター、日本司法支援センター（法テラス）、警察、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等と連携して適切に対応してまいります。

## ② 障害のある人への配慮

障害のある困難な問題を抱える女性への支援を行う場合においては、障害により情報の取得や意思疎通が制限されることもあるため、障害の特性を理解し、障害の特性や程度に配慮した相談支援を行います。

## ③ 外国人への配慮

外国人の困難な問題を抱える女性への支援を行う場においては、DV等の専門的な知識を持った通訳者が不足しているため、その女性に対して更なる精神的苦痛を与えるなどの二次被害が発生することも少なくありません。このため、DV等の専門的な知識を持った通訳者を養成するための研修を行ったり、国際交流センターの通訳ボランティアの利用や国の三者間電話通訳サービス事業等を活用しながら、外国人への配慮に努めます。

## ④ 高齢者への配慮

高齢の困難な問題を抱える女性への支援を行う場合においては、本人が被害に気付きにくいことや意思表示が困難な場合等にも配慮し、市町村の地域包括支援センターや社会福祉協議会等の関係機関との連携に努めながら、ニーズや心身の状況に応じた相談支援を行います。

## ⑤ トランスジェンダーの方への配慮

性自認が女性であるトランスジェンダーの方については、周囲の理解が十分でないことから、日常生活を送る上で偏見や差別に苦しんだり、暮らしにくい状況に置かれることもあるため、その状況や相談内容を踏まえ、他の困難な問題を抱える女性にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して支援の情報提供を行うとともに、可能な支援を検討します。

## （４）一時保護

### ① 緊急時の安全確保

女性相談支援センターにおいては、困難な問題を抱える女性の一時的保護の受け入れを24時間行っています。

緊急の場合の受け皿づくりとして、就労・修学の維持、家族等の世話・介護といった支援を必要とする女性が抱えるニーズに応じて、民間団体の運営する一時保護の委託先を各地に増やしていくよう努めます。

## ② 一時保護機能の充実

一時保護については、カウンセリング等を通じて入所者を日常的にサポートする心理療法担当職員の資質向上や、精神科医師による専門的な見地からの助言を行い、入所者が安心して一時保護期間を過ごせるよう、施設機能の充実に努めます。

## ③ 困難な問題を抱える女性のニーズに沿った一時保護

困難な問題を抱える女性は、DVにより避難中である、児童を同伴している、高齢である、障害がある、妊娠をしている、何らかの事情で帰宅が困難であるなど、その状況は多様です。女性が抱える問題やその背景、心身の状況等を適切に把握するため、丁寧に聴き取りアセスメントを行います。

一時保護中は、女性の置かれている状況の整理と本人の意向確認を行い、本人の希望・意思を最大限尊重して今後の支援方針の検討を行います。

本人のニーズに照らして、必要な情報提供を行い、公的手続き、各種手当の申請、各種福祉サービス等の調整、住居探しなど自立に向けて支援します。安全確保の上、公用の携帯電話、タブレット端末等を適切に活用して、就労先の情報収集、住居の契約、オンライン学習等ができるように環境整備に努めます。

必要に応じて同行支援を行い、関係機関と連絡調整して、適切な支援につなげるように努めます。

また、一時保護中の女性の安定した生活の確保が図られるまでは一時保護を継続し、市町村等と連携しながら一時保護終了後に本人が地域において安定した生活が送れるように必要な支援につなげます。

退所後の生活が決まったら、本人を中心として支援者らが集まり、退所前の会議を行います。本人の希望や意思を確認、共有するとともに、それぞれの支援機関の役割を確認し、これからの生活を円滑にスタートできるように顔の見える関係を作っていきます。

## ④ 一時保護委託の取組

困難な問題を抱える女性のニーズにより女性相談支援センターの一時保護所以外に一時保護委託を実施した際には、一時保護委託先や市町村等と十分に連携し、支援方針の検討を行います。特にDV被害者の一時保護の委託を実施する場合には、必要に応じて警察等と連携して、安全確保を行います。

一時保護中は、女性相談支援センターを中心として、本人の置かれている状況の整理と本人の意向確認を行い、本人の希望・意思を最大限尊重して今後の支援方針の検討を行います。

また、一時保護委託先や市町村等と連携しながら一時保護終了後に困難な問題を抱える女性が地域において安定した生活が送れるように努めます。

## (5) 被害回復支援

困難な問題を抱える女性の中には、配偶者等からの身体的暴力等や性的被害を受け、心的外傷を抱えている方も多く含まれるため、支援にあたっては医療機関等の専門機関にも相談・連携しつつ、女性相談支援センターに配置している嘱託医師や心理療法担当職員による心身の健康の回復のための医学的又は心理学的な援助を行います。

## (6) 同伴児童等への支援

同伴児童への支援は、同伴児童本人の状況を児童本人や保護者等からよく聞き取った上で、必要に応じて医療機関や児童相談所、市町村の児童福祉主管課、教育機関等とも連携しつつ、相談支援等も合わせて実施します。

特に児童相談所とより一層連携を密にするとともに、医療機関や市町村の要保護児童対策地域協議会等とも連携しながら、児童にとって必要な支援を行います。

また、一時保護所においては、必要に応じて児童相談所と連携しながら、心理療法やカウンセリング、適切な学習機会を提供することに努めます。

児童以外の同伴家族の場合は、当該者の状況をよく確認し、本人の意見を十分踏まえた上で、必要に応じて他機関とも連携しながら支援を行います。

## (7) 中長期的に寄り添い続ける支援

困難な問題を抱える女性が一時保護所を退所した後においても、心身の健康の回復や生活基盤の安定化のため、支援者がサポートしながら自立に向けた支援を行う必要がある場合は、困難な問題を抱える女性の状況に応じた施設や、民間団体などが運営するシェルター、ステップハウス等を活用しながらよりよい支援を検討します。

## (8) 自立支援

### ① 医学的・心理的ケア

自立支援では、まず心身の健康支援が重要であり、嘱託医等による必要な医療の受診を勧めます。また、心の深い傷の回復には長い時間が必要となります。医療機関等の専門機関と連携して、個々の困難な問題を抱える女性の状況に応じた支援に努めます。さらに、心理療法担当職員の配置や、精神科医療機関との連携体制を整備し、必要に応じて精神科受診につなぐように努めます。

### ② 生活支援

困難な問題を抱える女性への支援において、日常生活の支援が心身の健康の回復につながるため、必要な方には、一般的な生活の力を身につけるための支援や、市町村と連携し保育等の子育て支援のためのサービスや障害福祉サービスを活

用するための手続き支援を行い、女性が日々の生活を安定して送ることができる環境を整えることに努めます。

次に、就労等の日中活動の支援に際しては、就労支援を行っている行政機関や民間団体との連携を図り、本人の状況やニーズを踏まえた支援等につなげます。

また、自立とは経済的な自立のみを指すものではなく、個々の困難な問題を抱える女性の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営むことが重要です。

女性相談支援センターは、保健所や児童相談所と連携して、必要に応じて医療機関の協力も得ながら、困難な問題を抱える女性と同伴児童等のニーズに沿って、自立につなげます。

### ③ DV被害者への支援

DV被害を受けた困難な問題を抱える女性は、心理的外傷を抱えている方も多く、自立した生活を始めるまでの安全な住環境を提供する支援だけでなく、回復に長い時間を要する心の回復や生活支援を行う民間団体などが運営するステップハウスやシェアハウス等の活用など、よりよい支援を検討します。

### ④ 住居の確保に向けた支援

一時保護を行っている困難な問題を抱える女性に対しては、民間会社が行う家賃債務保証の保証料を支弁するなど、一時保護終了後の民間賃貸住宅への入居に際して支援に努めます。

また、岡山県居住支援協議会や居住支援法人等と連携し、住宅確保要配慮者に対する相談窓口や円滑に入居できる賃貸住宅（セーフティネット住宅）等の情報提供に努めます。

さらに、市町村に対し、DV被害者とその家族を対象にした公営住宅等の優先入居や、緊急連絡先の確保のみで保証人を免除するなどの優遇措置への協力を依頼します。

### ⑤ 経済的自立に向けた支援

経済的な自立を目指す困難な問題を抱える女性に対して、県で実施している就業講座を紹介するとともに、母子家庭等自立支援給付金や母子父子寡婦福祉資金貸付金等の利用可能な福祉制度について情報提供を行います。

また、ハローワークと連携して就業相談を行っている県男女共同参画推進センター（以下「ウィズセンター」という。）やひとり親家庭支援センターに関する情報を女性に提供し、自立を支援します。

### ⑥ 司法手続に関する支援

困難な問題を抱える女性が希望に応じて、保護命令の申立てや離婚手続きに臨

めるよう、司法手続を進める上で必要となる支援制度に関する情報提供や、弁護士による法律相談を受けることのできる環境づくりに努めます。

特にウィズセンターにおいて実施する法律相談や、女性人権センター（岡山弁護士会運営）の登録弁護士による無料法律相談を紹介することにより、被害者の司法上の支援を行います。

また、パンフレットやホームページ等を活用し、日本司法支援センター（法テラス）の民事法律扶助などの司法手続に関する支援制度についても周知に努めます。

## **（９）アフターケア**

### **① 一時保護所退所後の支援**

地域生活の移行に際しては、地域での生活再建を支えるアフターケアが重要です。保健所や児童相談所と連携して、必要に応じて医療機関の協力も得ながら、困難な問題を抱える女性と同伴児童等のニーズに沿って、精神面での中長期的ケアにつなげます。

一時保護所退所後、地域での生活に少し慣れてきた頃に、本人を中心に、女性相談支援センター職員、地域の支援者等が参加する「地域生活応援会議」を開催し、現状の報告、今できていること、困っていること、今後の希望等を話し合い、地域でのより良い生活につながるよう継続して支援していきます。

### **② 地域における支援**

一時保護所を退所する際には、困難な問題を一つずつ解決しながら、同時進行で自立した生活への移行を進めていきます。自立がすなわち孤立とならないように、女性相談支援センターをはじめとして、所在市町村や民間団体と連携し、地域での生活再建を支えます。

さらに、女性の希望により、定期的な電話相談、面接相談や、情報提供、物資の提供等、退所後も緩やかにつながり続け、女性が日々の生活を安定して送れるように支援を継続していきます。

## **3 支援の体制**

### **（１）関係機関との連携体制**

#### **① 関係機関との連携**

連携の基本的な考え方として、困難な問題を抱える女性への支援に関わるすべての関係機関・団体が、対等な関係性の下、女性本人を中心に、連携・協働することが重要です。関係機関が本人の承諾を得ながら相談共通シートを利用して相互に情報を共有し、それぞれの機関・団体の支援についての考え方や特徴について理解を深めることが、連携・協働の体制を強化することにつながっていきます。それぞれの機関・団体の連携を図るため、女性相談支援員等連絡会議等を開催す

るとともに、相談、保護に対応する相談員等のさらなる資質の向上を図っていきます。

## ② DV被害者に対する支援

DV被害者の支援については、「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づいて、県内の配偶者暴力相談支援センター、市町村等の相談窓口と連携し、取組を実施します。

DV被害者連絡会議やDV対策会議等を通じて、県内の配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、警察、児童相談所、その他関係機関との連携を図り、さらなるネットワークの拡大や支援体制の強化に努めます。

## (2) 民間団体との連携

困難な問題を抱える女性は、年齢、障害の有無、国籍等も幅広い上、抱えている問題についても、性暴力や性被害、予期せぬ妊娠、虐待（性的虐待含む）、経済的困窮、家族問題、孤立など多岐に渡るため、そのような女性を早期発見し、適切な支援に早期につなげることが重要です。

困難な問題を抱える女性への支援については、民間団体も重要な役割を担っていることから、民間団体の意見を聴取し、施策に反映するとともに、民間団体と関係機関が相互に情報を共有することにより、困難な問題を抱える女性の多様な状況に機動的に対応していきます。

また、研修会を通じて民間団体の対応力の向上を図り、人材育成において支援を行います。

## (3) 広域連携の推進

一時保護・施設入所に関する困難な問題を抱える女性の県境を越えた支援のつなぎや受け入れに際し、女性の安全を確保しつつ円滑に手続きが行えるよう、他県との情報交換に努めます。また、全国女性相談支援員会議等に参加し、他県の先進事例などを参考にしながら、相談体制の充実に努めます。

## (4) 苦情への適切な対応

困難な問題を抱える女性からの相談・支援対応などに対する苦情の申立については、各対応機関で誠実に受け止め、適切かつ迅速に対応し、職務執行の改善に反映するように努めます。また、その際には、申立人に二次被害が生じることがないように努めます。

## (5) 守秘義務

困難な問題を抱える女性の支援に関わる者は、相談や保護の日時、相談先や氏名等を含む女性の安全に関わる情報の取扱いに万全を期するものとし、女性のプ

ライバシーを尊重し、その個人情報について適切に取り扱います。

また、関係機関が連携して支援を行う場合には、個人の情報について共有することが必要となるため、共有する情報の取扱いについてルールを定めます。

## 4 計画の総合的な推進

### (1) 支援調整会議

女性相談業務に直接関わっている相談機関の横断的組織である「女性相談支援員等連絡会議」を支援調整会議に発展させ、民間団体も含め、困難な問題を抱える女性への支援における当面する諸問題について、相互の連携を深めて女性相談業務のより一層の充実と推進を図るよう検討を行います。

なお、支援調整会議は、支援体制の地域における全体像や会議全体の評価等を行う代表者会議、定期的な情報交換や研究討議のほか支援対象者の実態把握などを行う実務者会議、個別ケースについて詳細な支援方針を議論する個別ケース検討会議の3つに段階を分けて実施します。

### (2) 市町村基本計画の調整と策定支援

市町村は、困難な問題を抱える女性にとって最も身近な支援の主体であることから、県は市町村における基本計画の策定が円滑に進むよう、必要な情報提供や助言を行います。

### (3) 教育・啓発

#### ① 人権教育の推進

児童・生徒が、自他の人権を尊重することができる意識や態度を身に付けることができるよう、学校における人権教育、男女平等を推進する教育、性に関する取組を充実するとともに、家庭及び地域における学習支援及び情報提供に努めます。

また、自己がかけがえのない個人であること、困難に直面した場合は支援を受けることができること等の意識の醸成を図るため、教育委員会等との連携による性暴力被害、性暴力や性的搾取等の加害予防・防止などに関する意識啓発と教育に努めます。

#### ② 周知・広報

広報紙、テレビ・ラジオ等の各種広報媒体を活用して困難な問題を抱える女性の支援に関する県政広報を行っていくほか、各種セミナーの開催、講師の派遣、リーフレット及びパンフレットの配布等により、困難な問題を抱える女性が相談機関へつながりやすくなるよう、窓口の積極的な周知広報を行います。

また、女性支援施策に関する県民に対する教育・啓発、広報等に努めます。

#### (4) 人材育成・研修

女性相談支援センターや、県民局、市町村、福祉事務所、児童相談所、県内の配偶者暴力相談支援センター、民間団体、警察等の職員の専門的知識の習得及び資質向上に向けて、外部の専門家による実態に即した研修を行います。また、困難な問題を抱える女性に具体的で有益な助言を行えるよう、関連支援情報についての共有を図ります。

併せて、定期的な連絡会議等を通じて、民間団体の職員等が、地域間格差の状況や優れた支援事例等について、互いの経験を共有し、共に学びあう機会を設けます。

## II 数値目標

取り組みの効果が検証できるように7つの数値目標を設定します。

### 1 女性相談支援センターの相談窓口の認知度（ホームページのアクセス数）

困難な問題を抱える女性が、できる限り早期に相談支援を行う窓口につながり、必要な支援を受けることができるよう、SNS等を活用したアウトリーチ支援等に努めます。女性相談支援センターのホームページを充実させ、認知度の向上に努めます。

#### 【女性相談支援センターホームページの年間アクセス数】

令和4年度 6,260 アクセス → 令和10年度 10,000 アクセス

### 2 女性相談支援センターが実施する、相談支援員等の資質を向上するための研修や交流会等に参加した民間団体の参加者数

困難な問題を抱える女性に確実に支援を届けるためには、民間団体との協働が重要です。各地域における支援の実質的な担い手となる、民間団体の人材育成を行い、地域が一体となった支援体制の構築に努めます。

#### 【女性相談支援センターが実施する、相談支援員等の資質を向上するための研修や交流会等に参加した民間団体の年間参加者数】

令和4年度 15人 → 令和10年度 100人

### 3 女性相談支援センターの出前講座の年間受講者数

若年女性の中には、自ら悩みを抱え込み、問題を問題として認識していない場合も多くあります。そのため、DV等を含む、若者を取り巻く様々な困難の状況や、誰もが困難な問題を抱える可能性があることなどの普及啓発が重要です。

そのため、様々な機会を捉えて、学生等の若者に対して出前講座を行い、理解

を深めます。

**【女性相談支援センターの出前講座の年間受講者数】**

令和4年度 0校0人 → 令和10年度 5校120人

4 支援調整会議における個別ケース検討会議の年間開催数

困難な問題を抱える女性に早期に円滑かつ適切な支援を行うため、個別ケースについて本人の意向を反映した支援方針を議論する個別ケース検討会議が重要です。必要に応じて、民間団体や関係機関を交え、個別ケース検討会議を開催します。

**【支援調整会議における個別ケース検討会議の年間開催数】**

令和4年度 実施なし → 令和10年度 30回

5 女性相談支援センターが行う相談支援等の満足度

困難な問題を抱える女性が、本人の意向に沿う地域生活を送ることができるよう、女性相談支援センターが本人に寄り添いながら自立支援を行います。

**【女性相談支援センターが行う相談支援等の満足度】（一時保護所退所者へのアンケート実施により算出）**

令和10年度 満足と感じている方が8割以上

6 女性の生産年齢人口に対する常用雇用者の割合

男性に比べて女性の非正規雇用の割合が高い現状においては、女性が経済的困窮に陥りやすい背景の一つとなっています。女性への就職支援や、女性が働き続けることのできる環境づくりを推進していきます。

**【女性の生産年齢人口に対する常用雇用者の割合】**

令和4年度 64.4% → 令和7年度 65.8%

7 配偶者暴力相談支援センター又は女性相談支援員を設置している市町村数

DVについては、相談件数が近年3,000件を超えて推移しており、市町村、児童相談所など関係機関と連携し、被害者の保護と自立支援に取り組みます。

**【配偶者暴力相談支援センター又は女性相談支援員を設置している市町村数】**

令和4年度 5市町村 → 令和7年度 9市町村